

「道の駅させぼっくす 99」内「イベント館」使用要領

1 趣旨

地産地消推進施設（フード館・銘品館）と一体となった販わいスペースを創出するため、地産地消推進施設の隣接場所に対面販売等ができるイベント館を整備する。この施設を市内生産者等が活用することにより、農水産品、農水産加工品の販売促進及び生産者の生産意欲の向上等を図る。

2 目的

イベント館で実施する事業に関する事務は、この要領により適切に処理するものとする。

3 施設の場所

佐世保市愛宕町11番地

「道の駅」させぼっくす 99 内 「イベント館」 71.5㎡ 木造平屋

（別紙「平面図」「立面図」参照）

4 施設の使用

- （1）施設の利用者の範囲は、佐世保市内の居住者、市内に本店事業所又は、営業所を設置している事業者で、地産地消推進を行う農水産事業者（個人事業者を含む）、農水産加工品販売者（個人事業者を含む）を原則とする。
- （2）施設の使用可能時間は、原則午前7時～午後7時までとし、使用時間の単位は、1時間単位とする。
- （3）施設を使用する場合には、必ず責任者（販売員等）が常駐することとし、無人での販売行為や、告知行為のみの使用はできないこととする。
- （4）施設の使用を希望する者は、運営事業者に使用申込書（別紙様式1）を提出しなければならない。
- （5）使用申込み
施設の使用においては、下記のとおりとする。
 - ①申請は四半期ごととし、各四半期の開始日の4か月前から申請可能とする
 - ②使用申請期間は、2週間以上3か月以内とし、その期間は常時イベントを開催すること
 - ③複数事業者の商品の販売を行うことを原則とする。

5 利用者の決定

- （1）各四半期の開始日の3ヶ月前までに利用者を佐世保市が決定し、運営事業者を通じて別紙2により通知することとし、重複した使用日がある場合は、各申請者と運営事業者とで調整を行い、調整がつかない場合は、下記基準により利用者を決定することとする。
- （2）申請の重複による利用の優先基準（上から順に優先）
 - ①既存の銘品館、またはフード館との連携により、させぼっくす99全体の活性化につながる取り組みを行う申請者を優先する。
 - ②より長い期間の利用を希望する申請者を優先する。
 - ③より多くの事業者の農水産物（農水産加工品含む）を販売する申請者を優先する。
 - ④販売する農水産物（農水産加工品含む）の商品数が多い申請者を優先する。

⑤上記による優先度が同順位の申請者の数で面積を按分する。

(3) 施設使用にかかる条件

- ①搬出、清掃は、使用終了時間までに使用者がすみやかに行うこと。
- ②使用中は、常に施設を清潔に保ち、使用終了時には借用開始時の状態に戻すこと。
- ③連続した日の使用をする場合、使用終了日までは、使用可能時間外も搬入した備品等の設置に使用してよいものとする。
- ④設備、備品を使用するときには、事故などが無いよう留意し、故障、破損などがあった場合には、運営事業者へ速やかに報告すること。
- ⑤ごみは、使用者が持ち帰ること。
- ⑥使用に際し、不可抗力その他使用者の責めに帰すことができない事由による場合を除き、使用者が市、運営事業者又は第三者に損害を与えたときは、使用者は自己の責任においてこれを処理し、賠償の責任を負うものとする。
- ⑦佐世保市暴力団排除条例に抵触していないこと。

(4) 販売行為を行おうとする場合の条件

- ①販売行為に必要な許可は、佐世保市保健所の許可を受けること。
- ②販売台等必要なものは、使用者で準備できること。
- ③金銭の管理は使用者の責任において行うこと。
- ④販売商品の表示については、適切に行い、産地表示などは適切に行うこと。
- ⑤販売事業者名、責任者氏名、連絡先を掲示し販売を行うこと。

6 施設の使用にかかる経費

(1) その他の経費

電気代、水道代の実費額

使用者は、使用終了後、使用報告書（別紙様式3）を運営事業者へ提出すること。運営事業者による報告書の内容確認を受け、使用した経費の実費負担をすること。

7 その他

- (1) イベント館でのトラブルについては、市及び運営事業者は、その責を一切負わない。
- (2) 使用申込から経費の実費負担までのフローは、「イベント館」使用の流れ（別添1）を参照。
- (3) 使用要領において、協議の必要がある時には、市、運営事業者、使用者にて確認を行う。
- (4) イベント館設備は、2層式シンク1台（1,000mm×450mm×800mm）、備品はオープンショーケース（冷凍、冷蔵ハイブリット式1台：1671mm×1100mm×850mm）。

《問い合わせ先・申込み先》

運営事業者

させばつくす協同組合 担当：園田あて（銘品館内）

〒858-0917 佐世保市愛宕町11番地

電話0956-42-6077

Fax 0956-42-6078

適用

平成28年4月23日

平成28年10月24日

平成29年7月21日

平成30年3月1日

平成30年5月31日

※参考（第4項第5号、第5項第1号関連）

使用希望期間 (申請期間)	申請時期 (4ヶ月前から)	使用者決定 (3ヶ月前)
第1四半期（4月～6月）	12/1～12/20	1/1まで
第2四半期（7月～9月）	3/1～3/20	4/1まで
第3四半期（10月～12月）	6/1～6/20	7/1まで
第4四半期（1月～3月）	9/1～9/20	10/1まで